

第104号議案

足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成18年9月21日

提出者 足立区長 鈴木恒年

足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

足立区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年足立区条例第54号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「（入院時食事療養費に係る標準負担額を除く。）」を「（入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額を除く。）」に、「第17条の6」を「第17条の7」に、「入院時食事療養費に係る標準負担額（以下「食事療養費標準負担額」という。）」を「入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）又は入院時生活療養費に係る生活療養標準負担額（以下単に「生活療養標準負担額」という。）」に改め、同条第2項中「（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合については、食事療養費標準負担額を除く。）」を「（食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額を除く。）」に改める。

第7条の2第2項中「入院時食事療養を受けた場合に限り、第6条第2項に規定する食事療養費標準負担額」を「同項で除外した食事療養標準負担額又は生活療養標準負担額」に改める。

第11条中「第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条及び第8条」を「この条例」に改める。

付 則

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

(提案理由)

健康保険法及び老人保健法の改正に伴い、規定を整備する必要がある
ので、この条例案を提出いたします。